

令和 6 年 度

事業概要



滋賀県食肉衛生検査所

〒523-0013 滋賀県近江八幡市長光寺町 1089-10

T E L (0 7 4 8) 3 7 - 7 0 3 7

F A X (0 7 4 8) 3 7 - 5 8 5 4

ホームページURL <https://www.pref.shiga.lg.jp/syokuniku/>

メールアドレス el30@pref.shiga.lg.jp

目 次

I .	食肉衛生検査所の概要	P. 1～6
II .	と畜検査	P. 7～13
III .	試験検査・調査研究の概要	P. 14～15
	1 . 牛海綿状脳症(BSE)に係る検査	
	2 . 保留獣畜に係る検査	
	3 . 獣畜(保留獣畜を除く)に係る検査	
	(1)微生物検査部門	
	(2)病理検査部門	
	(3)理化学検査部門	
IV .	外部検証および監視指導の概要	P. 16～17
	1 . と畜場および関連施設	
	2 . 食鳥処理施設等	
V .	研修等	P. 18～19
VI .	調査研究報告	P. 20

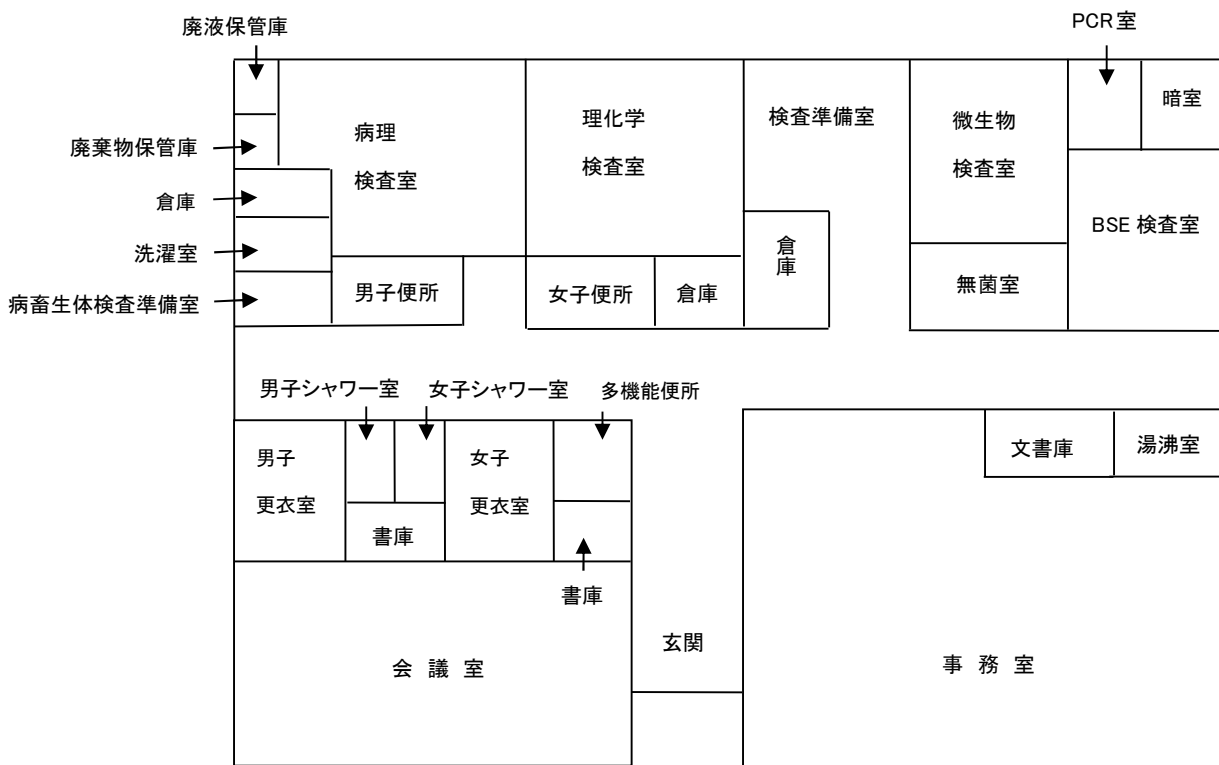
I. 食肉衛生検査所の概要

1. 沿革

- (1) 昭和 52 年 4 月 1 日：従来、各と畜場を所管する保健所の衛生課でと畜検査を実施していたが、検査の充実を図るため、一元化を行い近江八幡市武佐町 351-3、近江八幡市と畜場内事務所の一部（81.00 m²）を借用し、滋賀県食肉衛生検査所が設置された。
- (2) 昭和 55 年 3 月 25 日：庁舎が近江八幡市武佐町 348-1 に完成した。
- (3) 平成 4 年 4 月 1 日：食鳥検査を開始した。
- (4) 平成 7 年 4 月 1 日：豊郷と畜場が閉鎖された。
- (5) 平成 13 年 10 月 18 日：BSEスクリーニング検査を開始した。
- (6) 平成 19 年 3 月 23 日：京滋畜産(株)大津と畜場が閉鎖された。
- (7) 平成 19 年 3 月 31 日：近江八幡市と畜場が閉鎖された。
- (8) 平成 19 年 4 月 1 日：滋賀食肉センターが操業を開始した。
- (9) 平成 20 年 3 月 30 日：滋賀県食肉衛生検査所を近江八幡市長光寺町 1089-10 に新築移転した。
- (10) 平成 20 年 4 月 1 日：大規模食鳥処理場が認定小規模食鳥処理場へ変更したことに伴い、所管を変更した。（検査所から甲賀保健所に移管）
- (11) 平成 21 年 4 月 1 日：と畜場に併設する食肉処理施設の監視業務等を移管した。（東近江保健所から検査所に移管）
- (12) 平成 25 年 7 月 1 日：BSEスクリーニング検査対象を全頭から 48 か月齢超へ変更した。
- (13) 平成 28 年 4 月 1 日：食鳥処理場および併設する食品営業施設の監視業務等を移管した。
（保健所から検査所に移管）
- (14) 平成 29 年 4 月 1 日：BSEスクリーニング検査対象を 48 か月齢超から 24 か月齢以上で神経症状が疑われるものへ変更
- (15) 令和 6 年 4 月 1 日：BSEスクリーニング検査対象について、「生後 24 か月齢以上」を削除し、WOAH の BSE 国際基準に定められた BSE の臨床症状を踏まえた行動異常または神経症状を呈する牛に変更

2. 庁舎の概要

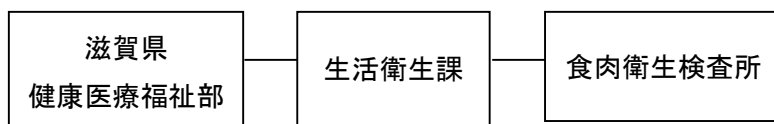
- (1) 位置: 近江八幡市長光寺町 1089-10
- (2) 建物: 庁舎、鉄骨造 平屋建 (500.00m²)
附属建物: 倉庫
- (3) 敷地面積: 1600.00m²



3. 管轄および所管対象施設

管轄区域は県下一円(大津市を除く)とし、1か所のと畜場、31か所の認定小規模食鳥処理場とそれに併設する食品関係営業施設および輸出食肉処理施設を所管する。

4. 組織 (令和6年4月1日現在)



5. 構成人員（令和6年4月1日現在）

職名		事務	技術	計
所	長	－	1	1
次	長	－	1	1
主	幹		1	1
副	主 幹	1	1	2
主	査	－	5	5
技	師	－	2	2
計		1	11	12

6. 業務の内容および範囲（令和6年4月1日現在）

(1) 業務の内容

滋賀県行政組織規則(昭和 51 年 4 月 1 日滋賀県規則第 16 号)

第 9 条 前 2 条に規定する地方行政機関または地方行政機関の課、係および支所の分業事務は、次のとおりとする。

食肉衛生検査所	(1)と畜業者、と畜作業員およびと畜場の衛生指導に関すること。
	(2) 獣畜のと畜検査および精密検査に関すること。
	(3) 食肉の試験調査および調査研究に関すること。
	(4) 統計調査および報告に関すること。
	(5) 食品衛生に関すること。
	(6) 食鳥処理および食鳥検査に関すること。

(2) 業務の範囲

滋賀県事務委任規則(昭和 55 年 2 月 26 日滋賀県規則第 10 号)

(食肉衛生検査所長への委任事項)

第 9 条 次に掲げる事務は、食肉衛生検査所長に委任する。

- (1) と畜場法第 7 条第 6 項の規定による衛生管理責任者の設置または変更の届出の受理
- (2) 同法第 8 条の規定による衛生管理責任者の解任命令
- (3) 同法第 10 条第 2 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定による作業衛生責任者の設置または変更の届出の受理
- (4) 同法第 10 条第 2 項において準用する同法第 8 条の規定による作業衛生責任者の解任命令
- (5) 同法第 13 条第 1 項第 1 号の規定による獣畜のとさつの届出の受理および同条第 3 項の規定による取扱方法等の指示
- (6) 同法第 14 条の規定による獣畜の検査
- (7) 同法第 16 条の規定によるとさつ解体の禁止等の措置命令
- (8) 同法第 17 条第 1 項の規定による設置者等からの必要な事項の報告の徴収および立入検査
- (9) 同法第 18 条第 2 項の規定によると畜業者等に対するとさつおよび解体の業務の停止および禁止

命令

- (10) と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 4 条第 2 号の規定による獣畜のとさつ許可
- (11) 同令第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による牛の皮および卵巣ならびに獣畜の肉等の持出許可
- (12) 同令第 9 条の規定による検査に合格した肉等の検印
- (13) 滋賀県と畜場法施行細則（昭和 29 年滋賀県規則第 45 号）第 4 条の規定による管理者の設置または変更の届出の受理
- (14) 同細則第 6 条の規定によると畜業営業届出の受理
- (15) 同細則第 18 条第 2 項第 1 号に規定すると畜業の廃業届出の受理
- (16) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 7 条第 2 項の規定による牛の特定部位の使用および焼却免除の許可
- (17) 食品衛生法第 28 条第 1 項（同法第 68 条において準用する場合を含む。）の規定による営業者等からの必要な報告の徴収、営業の場所等への臨検、食品等の検査および食品等の収去（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (18) 同法第 30 条第 2 項（同法第 68 条において準用する場合を含む。）の規定による監視指導（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (18) の 2 同法第 58 条第 1 項（同法第 68 条において準用する場合を含む。）の規定による食品等の回収の届出の受理（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (18) の 3 同法第 58 条第 2 項（同法第 68 条において準用する場合を含む。）の規定による報告（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (19) 同法第 59 条（同法第 68 条において準用する場合を含む。）の規定による食品、添加物、器具または容器包装の廃棄命令および食品衛生上の危害を除去するための必要な措置命令（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (19) の 2 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第 7 条第 1 項の規定により知事が行うこととされる同項各号に掲げる事務（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (20) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 3 条の規定による食鳥処理の事業の許可（同法第 16 条第 1 項の認定を受けた食鳥処理業者以外の食鳥処理業者（以下「大規模食鳥処理業者」という。）に係るものに限る。）
- (21) 同法第 6 条第 1 項の規定による構造または設備の変更の許可（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (22) 同法第 6 条第 3 項の規定による許可申請内容の変更または構造もしくは設備の軽微な変更の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (23) 同法第 7 条第 2 項の規定による承継の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (24) 同法第 8 条または第 9 条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消しおよび停止処分（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (25) 同法第 9 条の規定による食鳥処理場の整備改善命令および使用禁止処分（大規模食鳥処理業者に

係るものに限る。)

- (26) 同法第 12 条第 6 項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置または変更の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (27) 同法第 13 条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (28) 同法第 14 条の規定による食鳥処理場の廃止、休止または再開の届出の受理（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (29) 同法第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定による食鳥検査（大規模食鳥処理業者に係るものに限る。）
- (29) の 2 同法第 16 条第 7 項の規定による確認状況の報告の受理
- (29) の 3 同法第 16 条第 9 項の規定による確認に関する技術的な指導および助言
- (30) 同法第 20 条の規定による衛生上危害を防止する措置
- (31) 同法第 37 条第 1 項の規定による食鳥処理業者等からの業務の状況の報告の徴収
- (32) 同法第 38 条第 1 項の規定による食鳥処理場等への立入検査および食鳥とたい等の収去
- (32) の 2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第 57 号)第 15 条第 2 項の規定による輸出証明書(牛肉に関するものに限る。)の発行
- (32) の 3 同法第 53 条第 2 項の規定による必要な報告の徴収等、立入調査および質問(牛肉に係るものに限る。)
- (33) 滋賀県食の安全・安心推進条例第 13 条第 1 項および第 2 項の規定による健康被害情報等の報告の受理（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (34) 同条例第 14 条第 1 項の規定による必要な措置の勧告（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）
- (35) 同条例第 15 条第 1 項の規定による体制の整備の命令（と畜場、食鳥処理場および併設食品営業施設に係るものに限る。）

7. 予 算（令和6年度決算額）

(1) 歳入

科 目	決算額（円）
と 畜 検 査 手 数 料	4,324,920
輸出食肉衛生証明手数料	232,290

※手数料 滋賀県使用料および手数料条例第2条

と畜検査手数料:牛、馬（子馬を含む）一頭につき 460 円

とく、豚、羊、山羊 一頭につき 230 円

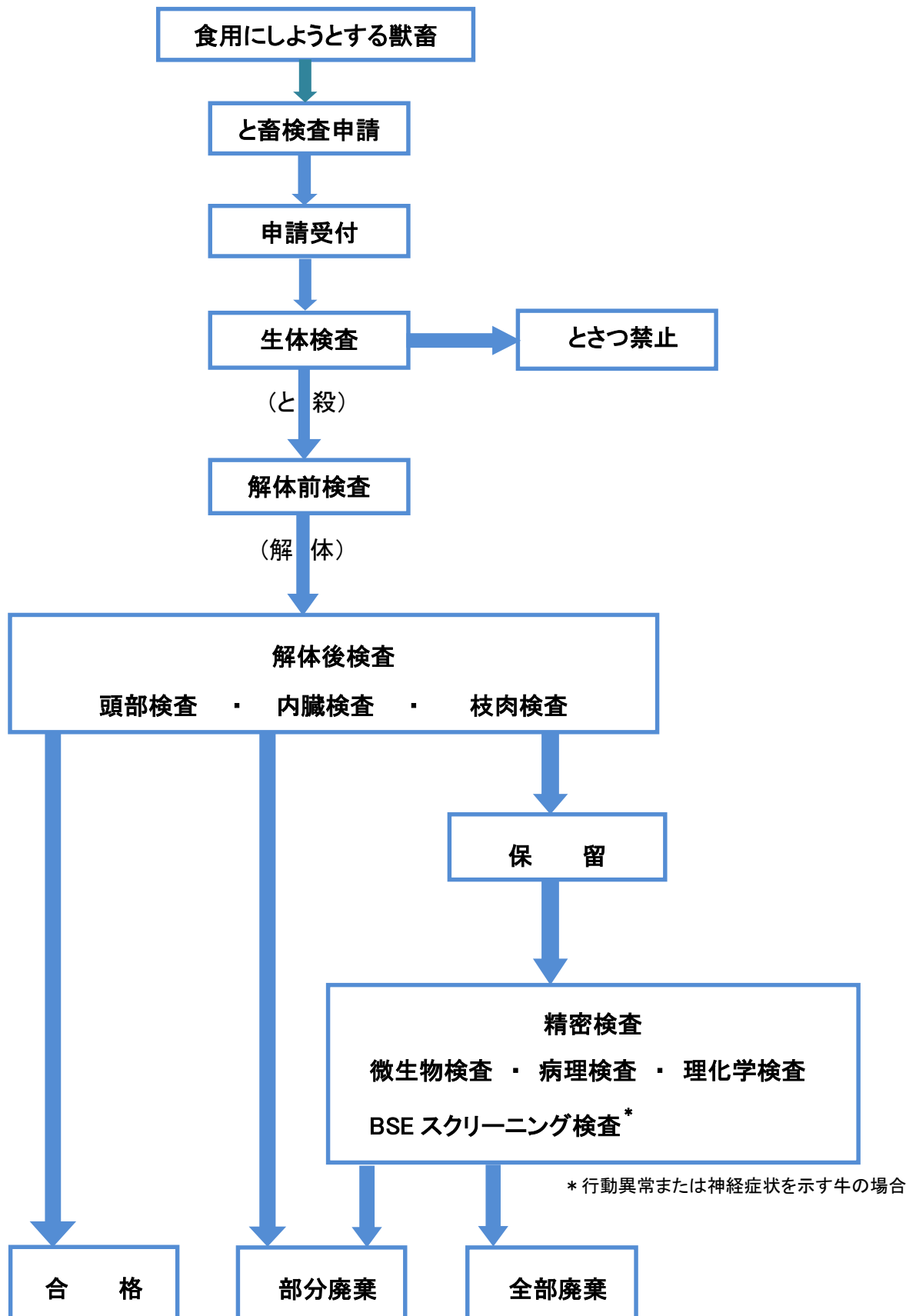
輸出食肉衛生証明手数料:一通につき 870 円

(2) 歳出

科 目	決算額（円）
共 済 費	385,740
報 償 費	27,338
旅 費	464,393
需 用 費	5,270,432
役 務 費	507,505
委 託 費	1,591,150
使 用 料 お よ び 賃 借 料	1,500
備 品 購 入 費	148,500
負 担 金 補 助 お よ び 交 付 金	50,000
公 課 費	15,000
計	8,461,558

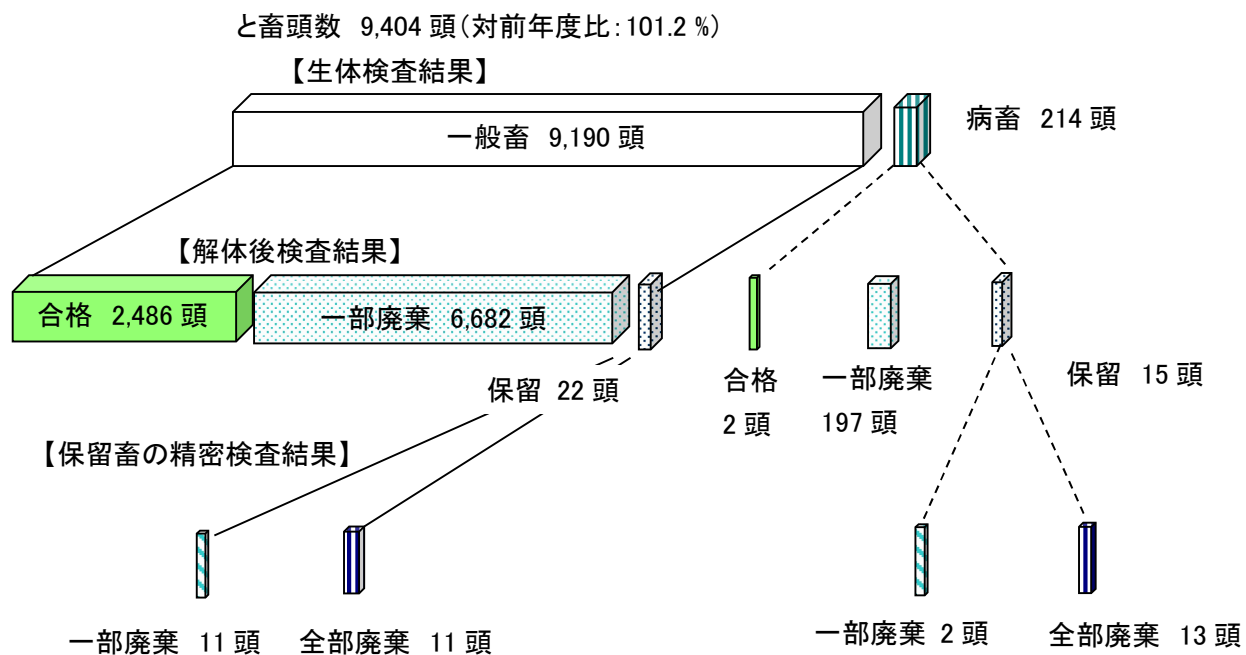
Ⅱ. と畜検査

1. と畜検査の流れ



2. と畜頭数

・牛（単位：頭）



・豚

令和2年度より滋賀食肉センターにおける豚のと畜は廃止されました。

3. と畜検査状況

(1) 月別と畜頭数

ア 令和6年度 月別と畜頭数

月別・獣畜別頭数（含病畜）

（頭）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大動物	牛	854	620	741	827	598	756	831	1,056	996	705	670	746	9,400
	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	854	620	741	827	598	756	831	1,056	996	705	670	746	9,400
小動物	とく	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	4
	計	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	4
合計		854	621	741	827	598	756	831	1,057	997	706	670	746	9,404

イ と畜頭数の推移

年度別・獣畜別頭数

（頭）

動物種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
牛	7,977	8,055	8,389	8,338	8,735	8,350	9,141	9,292	9,400
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	6,734	4,517	1,875	2,100	0	0	0	0	0
とく	2	4	3	1	2	2	1	3	4
めん羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14,713	12,576	10,267	10,439	8,737	8,352	9,142	9,295	9,404

※令和2年度より滋賀食肉センターにおける豚のと畜は廃止されました。

(2) と畜場外と畜頭数：平成8年度以降0頭

(3) 病畜と畜頭数

ア 令和6年度 病畜と畜頭数

月別・獣畜別・時間別頭数

（頭）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
勤務時間内	牛	14	13	14	17	16	9	13	15	8	11	9	10	149
	とく	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	14	13	14	17	16	9	13	16	9	12	9	10	152
勤務時間外	牛	10	2	5	3	3	8	4	7	6	4	5	4	61
	とく	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	10	3	5	3	3	8	4	7	6	4	5	4	62

イ 病畜と畜頭数の推移

年度別・獣畜別・時間別頭数

(頭)

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
勤務時間内	牛	155	159	147	160	172	135	153	173	149
	とく	1	3	2	1	2	1	1	3	3
	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	156	162	149	161	174	136	154	176	152
勤務時間外	牛	30	43	48	40	46	39	50	53	61
	とく	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	30	43	48	40	46	39	50	53	62
合計		199	199	186	205	197	201	220	229	214

ウ 病畜検査後の診断

(頭)

診断名	延べ数	診断名	延べ数
牛伝染性リンパ腫(牛白血病)	2	腎結石	1
尿毒症	3	腎炎	3
敗血症	4	腎膿瘍	1
膿毒症	1	尿石症	8
高度の黄疸	1	尿道炎	1
中度の黄疸	1	尿道結石	2
軽度の黄疸	1	膀胱破裂	1
高度の水腫	2	膀胱炎	1
中度の水腫	2	膀胱結石	1
軽度の水腫	8	乳房炎	1
頸部膿瘍	1	関節炎	7
肺炎	46	化膿性関節炎	2
化膿性肺炎	5	筋間水腫	1
胸膜炎	2	筋断裂	1
肝炎	10	股関節脱臼	5
肝膿瘍	3	骨折	7
胆管炎	1	肛門周囲外傷	1
胃腸炎	4	出血性炎症	57
胃腸変性	1		
腸炎	12		
大腸炎	2		

※複数の診断名がつく病畜があるため、延べ数で算出している。

エ 保留獣畜の措置

牛		(頭)
	全部廃棄	一部廃棄
疑尿毒症	5	1
疑牛伝染性リンパ腫 (牛白血病)	10	0
疑敗血症	5	9
疑膿毒症	1	0
疑高度の黄疸	1	1
疑高度の水腫	2	1
疑全身性の腫瘍	0	1
計	24	13

※複数の診断名がつく獣畜があるため、延べ数で算出している。

(4) 令和6年度 獣畜のと殺解体禁止または廃棄したもの原因

原因別の廃棄頭数

(頭)

			牛			とく		
とさつ頭数			9,400			4		
			禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
処分実頭数			0	24	6,889	0	0	4
疾病別 頭数	細菌病	破傷風	0	0	0	0	0	0
		放線菌病	0	0	7	0	0	0
		その他	0	0	3	0	0	0
	寄生虫病	ジストマ病	0	0	16	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
	その他の 疾病	膿毒症	0	1	0	0	0	0
		敗血症	0	5	0	0	0	0
		尿毒症	0	5	0	0	0	0
		黄疸	0	1	0	0	0	0
		水腫	0	2	146	0	0	0
		腫瘍	0	0	6	0	0	0
		中毒諸症	0	0	0	0	0	0
		炎症又は炎症産物による汚染	0	0	5,319	0	0	4
		変性又は萎縮	0	0	2,911	0	0	2
		その他	0	10	790	0	0	0
計			0	24	9,198	0	0	6

※複数の診断名がつく獣畜があるため、疾病別頭数については延べ数で算出している。

(5) 年度別・獣畜別 全部廃棄理由の推移

(頭)

獣畜		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
牛	膿毒症	0	0	0	0	1	2	0	2	1
	敗血症	5	2	5	4	10	3	3	4	5
	尿毒症	3	1	5	4	7	8	4	11	5
	高度の黄疸	0	2	2	2	1	0	0	2	1
	高度の水腫	0	0	1	1	1	0	0	0	2
	牛伝染性リンパ腫 (牛白血病)	6	7	14	13	18	13	9	8	10
	全身の炎症産物 による汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	膿毒症	6	4	1	0	—	—	—	—	—
	敗血症	1	0	0	0	—	—	—	—	—
計		18	21	16	28	24	38	26	16	24

4. 輸出牛肉検査

各輸出国の取扱要綱等に基づき、食肉検査および輸出証明書発行事務を行った。

なお、現在の輸出認定国は次のとおり。

(1) 輸出認定国一覧

輸出国	認定日
マカオ	2009 年 9 月 7 日
タイ	2009 年 11 月 24 日
シンガポール	2010 年 9 月 24 日
フィリピン	2014 年 5 月 16 日
ベトナム	2014 年 9 月 8 日
ミャンマー	2015 年 12 月 3 日
台湾	2017 年 9 月 22 日

(2) 輸出実績(kg)

年度	合計	シンガポール	マカオ	タイ	フィリピン	ミャンマー	ベトナム	台湾
令和 6	86,294	22,456	632	17,233	11,261	0	2,892	31,820

※小数点以下は四捨五入

(3) 輸出国別牛肉量の推移

年度	マカオ			シンガポール			タイ		
	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)
平成 30	6	46	911	381	1,703	28,943	234	1,007	18,035
令和 元	28	103	1,997	392	2,199	36,692	204	954	18,891
令和 2	16	51	957	160	948	12,795	156	674	12,606
令和 3	8	27	480	210	1,235	17,705	176	899	16,315
令和 4	3	9	177	241	1,331	18,660	322	1,415	25,090
令和 5	12	38	616	235	1,039	15,148	275	1,146	19,791
令和 6	14	42	632	223	1,411	22,456	178	992	17,233

年度	フィリピン			ミャンマー			ベトナム		
	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)	頭数	パック数	重量(kg)
平成 30	75	222	3,974	0	0	0	6	41	593
令和 元	40	92	1,803	0	0	0	0	0	0
令和 2	29	68	1,204	0	0	0	1	3	58
令和 3	46	115	1,895	0	0	0	4	9	182
令和 4	157	748	14,000	0	0	0	24	37	651
令和 5	168	568	9,235	0	0	0	5	90	1802
令和 6	222	711	11,261	0	0	0	19	182	2,892

年度	台湾		
	頭数	パック数	重量(kg)
平成 30	185	3,664	51,362
令和 元	110	1,204	19,722
令和 2	164	1,599	25,605
令和 3	206	1,743	28,052
令和 4	238	1,909	30,897
令和 5	228	2,480	39,859
令和 6	170	1,946	31,820

年度	合計		
	頭数	パック数	重量(kg)
平成 30	887	6,683	103,820
令和 元	774	4,552	79,104
令和 2	526	3,343	53,226
令和 3	650	4,028	64,629
令和 4	985	5,449	89,474
令和 5	923	5,361	86,451
令和 6	826	5,284	86,294

Ⅲ. 試験検査・調査研究の概要

1. 牛海綿状脳症（BSE）に係る検査

行動異常または神経症状が疑われる牛についてBSEスクリーニング検査を実施した。

(単位：頭)

検査頭数	陽 性	疑陽性	陰 性
2	0	0	2

2. 保留獣畜に係る検査

【保留獣畜に係る精密検査の検体数】

検査部門	検査理由	検査頭数	検体数	検査件数
理化学	疑尿毒症	7	21	41
	疑高度の黄疸	2	4	8
	疑高度の水腫	3	4	6
病理	疑牛伝染性リンパ腫 (牛白血病)	11	185	241
	全身性腫瘍			
微生物	疑敗血症	14	192	384
	疑膿毒症			

3. 獣畜(保留獣畜を除く)に係る検査

(1) 微生物検査部門

事業内容	検査項目	実績検体数
と畜場における細菌汚染実態調査	一般生菌数、大腸菌群数、 腸内細菌科菌群数	180
食鳥処理場における細菌汚染実態調査	一般生菌数、大腸菌群数、 大腸菌数、カンピロバクター、 サルモネラ	100
と畜場における微生物制御のモニタリング	腸管出血性大腸菌O157、ATP	119

(2) 病理検査部門

臓器に炎症像、変性像等が認められたものについて病理組織学的検査を行った。

事業内容	動物種	検査頭数	検査件数※
と畜検査における疾病診断にかかる病理検査	牛	13	13

※検査に供した臓器等の数

(3) 理化学検査部門

事業内容	動物種	検査頭数	検査件数	検査結果
残留動物用医薬品検査	牛	12	36	不検出
	鶏	4	4	不検出

(注：不検出は定量限界値未満を示す。)

IV.外部検証および監視指導の概要

1. と畜場および関連施設

年間を通じて、外部検証として滋賀食肉センターの衛生マニュアル、衛生標準作業手順書（SSOP）およびHACCPプランの確認ならびにと畜場の衛生管理の実施状況の確認を実施した。

また、牛肉の輸出認定された各国の輸出牛肉の取扱要綱について要件の遵守状況についても検証した。

(1)外部検証実施状況（現場検査）

施設等	実施回数	頻度
牛解体	191	開場日ごと
部分肉加工室	225	作業実施日ごと

(2)内部検証実施状況等の確認（記録検査）

年4回実施(5月、8月、11月、1月)

(3)衛生的な枝肉等の取扱（微生物検査）

月1回実施

(4)と畜作業員等への研修

年月日	研修会の内容
令和6年10月11日	器具のATPふき取り検査結果について
合計	1回、23人参加

2. 食鳥処理施設等

年間を通じて、食鳥処理場および併設する食品衛生施設（以下「食鳥処理場等」という。）の施設および設備の衛生点検を行った。また、食鳥処理施設等で実施されるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の指導、食鳥肉の生食に係る啓発用リーフレット等の配布を行った。

(1) 監視指導状況等

■施設数※、監視件数および処理羽数（※令和7年3月31日現在）

保健所別	施設数	監視件数	処理羽数
草津	5	6	27,969
甲賀	7	9	297,590
東近江	6	7	1,375
彦根	6	8	9,998
長浜	4	4	799
高島	3	6	93,340
計	31	40	431,071

(2) 食鳥処理衛生管理者研修会等

10月の食肉衛生月間に合わせて、食鳥処理衛生管理者を対象に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律やカンピロバクター食中毒発生状況等についての研修会を開催した。

V. 研 修 等

1. と畜検査員技術研修会

実施月日	場所	研修会の内容
令和7年 2月27日	滋賀県食肉衛生検査所	【令和6年度滋賀県食肉衛生技術研修会】※
		講演・講師　：
		○芽胞形成食中毒起因菌の基礎と最新知見 大阪公立大学大学院獣医学研究科 三宅　眞実　教授
参加人数：23人		

※：Web 会議システム（Zoom）によるオンライン形式を併用

2. 研修・会議等参加状況（令和6年度）

実施月日	研修会等の名称	参加者数
令和6年6月10日～ 7月5日	国立保健医療科学院 短期研修 食肉衛生検査研修	1人
令和6年7月10日～ 11日	全食検協所長会・全国大会	1人
令和6年9月18日	全食検協微生物部会研修会	1人
令和6年9月18日	食品衛生監視員研修会	4人
令和6年10月18日	全食検協近畿ブロック会微生物検査担当者会議	1人
令和6年10月29日	全食検協近畿ブロック技術研修会	2人
令和7年1月24日～ 25日	食肉および食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会	1人
令和7年1月29日	全食検協近畿ブロック会理化学検査担当者会議	1人
令和7年1月30日、 31日、2月6日、7 日	食品衛生監視員研修会	4人
令和7年2月21日	全食検協近畿ブロック会病理検査担当者会議	1人
合計		17人

3. 消費者に対する講習会、意見交換会の実施状況

(1) 当所主催

実施月日	研修会等の名称
令和6年7月10日	令和6年度食の安全・安心に関する意見 交換会
合計	1回、37人参加

(2) 他機関主催による講師派遣

実施月日	研修会等の名称	主催
令和 7 年 1 月 21 日	令和 6 年度食の安全・安心に関する意見交換会	甲賀保健所
合計	1 回、19 人参加	

VI. 調査研究報告

1. 調査研究報告の概要

年月日	演題名	発表者	学会・研修名	開催場所
令和7年 3月12日	口蹄疫の発生に備えた 対策の実施について	松本 浩樹	第44回 生活衛生業務研修会	書面開催
	食の安全・安心に関する 意見交換会アンケート結 果について	和田 優子		
	黒毛和種にみられた悪 性腹腔内腫瘍の一例に ついて	山本 香織		

2. 調査研究の抄録

抄録については、当所ホームページの調査研究のページ参照。